【　会　議　録　】（概要）

日時:平成 20 年 11 月 27 日（木）18:00～21:50

会議名	越谷市自治基本条例審議会 第２部会　第１３回会議	場所	越谷市役所第二庁舎５階 研修室１・２
件名 議題	○協議事項 （１）条例素案について（「議会の役割と責務」「議員の責務」「市長の責務」「市職員の責務」「住民投票」「推進会議」）		
資料等	有　　無		
出席者	**出席委員** 小河原部会長、高橋副部会長、有元委員、伊東委員、宇佐美委員、大熊委員、加藤委員、帆苅委員、佐々木委員（９名） **欠席委員** なし **事務局** 立澤企画課長、田中企画課副主幹、斉藤同主事（３名） 支援者：特定非営利活動法人越谷ＮＰＯセンター（１名） **傍聴者**　なし		
内　容	別紙　◆主な意見等　の通り		

・前回の部会会議及び 11 月 22 日に開催された運営・調整委員会での協議内容等を反映した「たたき台」【資料１】 をもとに、「市議会」「議員」「市長」「市職員」「住民投票」「推進会議」について再度協議し、素案の文言の最終確認を行った。

・第２部会の協議結果として、【資料２】のとおり 12 月 4 日開催の運営・調整委員会会議に提案することとした。

●合意・決定事項等

・見出し「市議会の役割と責務」は、「議会の役割と責務」として整理する。

・「議会の役割と責務」に、「市議会は、自らの権限や責務に関する基本的な条例を定め、市民に対し、議会の役割とそのあり方を明確にするよう努めます。」という１項を追加する。

・見出し「市議会議員の責務」は、「議員の責務」として整理する。

・「議員は、議会における活動に関する情報の提供に努め…」は、「…情報を市民に提供して…」と修正する。

・「審議能力・政策立案能力の向上に努めます。」は、「審議・政策立案の活動に努めます。」と修正する。

・「市長は、憲法に定める地方自治の本旨を尊重し、かつ、本条例を遵守します。」は、「…本条例を遵守し、本市における自治を推進します。」と修正する。

◆主な意見等

◎「市議会の役割と責務」について

・「議会のあり方を定める基本的な条例」について、何らかの規定をここに盛り込むべきか。

・「議会基本条例」の制定機運が全国的にある。市民は、議会改革や議会による主体性の発揮を期待しているのではないか。

・議会が担っている領域について立ち入るような規定を盛り込むことは、果たして適切なのか。

・そもそも、「市議会の役割と責務」について議論している、という原点に立ち返って考えると、やはり、「議会のあり方を定める基本的な条例」の制定に「努めてもらう」、といった趣旨はここに書き込むべきと考えるが。

・議会には、上のような趣旨を受け止めてもらったうえで、市民の代表が集まる場として、あるべき姿を考える機運が起こることを期待したい、との思いもある。二元代表制の一翼を担う存在として「期待している」という趣旨である。

・「開かれた議会」とよく言われるが、何らかの規定がないと、イメージでしか捉えることができない。

・ここに「議会基本条例」について書き込むことで、今後どのように議会に受け止められ、また、どのように議論されるのかを、注視する必要があるのではないか。

◎「市議会議員の責務」について

・「審議能力」の後に「政策立案能力」が来ているが、これからの時代は、前者ももちろん重要だが、後者がもっと求められてくると思う。

・「能力の向上」に努めますという表現は、そぐわないのではないか。市民は能力向上自体を期待しているのではなく、「議員活動そのもの」に期待しているという表現の方が、ここではより適当ではないか。

◎「市長の責務」について

・「地方自治の本旨…」の部分は、憲法の規定を再確認している部分にすぎない。より具体的な表現とした方がよい。「市長が何を守ったうえで、何をするのか」が明確になる表現の方が良い。

◎「推進会議の設置」について

・市は、条例の趣旨がどれだけ市政に反映・浸透したかといったような“進捗状況の報告”的なものを推進会議に報告し、推進会議はそれに応じて意見を述べるという形も考えられる。

・例えば、進捗状況をどのような基準で見ていくか、ということ自体を、推進会議で考えるという機能の持たせ方も考えられないだろうか。

【資料１】

※第2部会・第１2回会議（11/19）、運営・調整委員会（11/22）までの協議内容を反映させたものです。

条	柱書	条文案
①	「第4章　議会・行政」の前半部分	
1	市議会の役割と責務	
		市議会は、市民の意思を代弁する合議制機関であり、行政運営に関する監視・評価機能の充実に努め、公益の実現に努めます。
	2	市議会は、市民の意見を積極的に取り入れ、立法機能及び政策立案機能の向上に努めます。
	3	市議会は、まちづくりに係わる審議情報を市民と共有して、開かれた議会の運営に努めます。
2	市議会議員の責務	
		議員は、市民全体の代表として、市民の意向を積極的に把握して、市政に反映させるよう努めます。
	2	議員は、市民の意見を尊重して、審議能力・政策立案能力の向上に努めます。
	3	議員は、議会における活動に関する情報の提供に努め、市民に分かりやすく説明するよう努めます。
3	市長の責務	
		市長は、本市の代表として、公正かつ誠実に市政を執行します。
	2	市長は、憲法に定める地方自治の本旨を尊重し、かつ、本条例を遵守します。
	3	市長は、執行機関の統轄責任者としての責務を負い、効率的かつ効果的な行政運営を行い、市民の負託に応えます。
4	市職員の責務	
		市職員は、法令を遵守し、本条例の趣旨に則して公正に職務を遂行します。
	2	市職員は、市民全体の為に働く者として、その能力の向上を図ります。
②	「第5章　住民投票」	
1	住民投票	
		本市の将来に重大な影響を及ぼす事案については住民投票を行うことができます。市民、議会、市長は、その結果を尊重します。
	2	住民投票に関する条例の詳細は別途定めます。
③	「第7章　条例の実効性の確保」	
1	推進会議の設置	
		本条例の推進・評価・監視のために、市民による「自治基本条例」推進会議（以下、「推進会議」という。）を設置します。
	2	推進会議は、本条例の推進・評価・監視に関する調査・審議等を行い、市長に意見を述べることができます。
	3	推進会議は、企画部所管の審議会とし、市長による諮問とは別に、自ら市長に意見を述べることができます。
	4	推進会議の詳細は別途定めます。
2	条例の改正手続き	
		市長及び市議会は、推進会議の意見に基づいて、本条例の改正を発議することができます。
	2	本条例の改正に関する手続きは別途定めます。

（参考）用語の定義
住民：本市に住民登録している個人
市民：住民に加え本市内で活動する団体等及び通勤者・学生等

※第2部会・第１3回会議（11/27）までの協議内容を反映したもの。

資料2

※この案を第2部会から12／４開催の運営・調整委員会へ提出することとした。

条	柱書	条文案
①	「第5章　議会・行政」の前半部分	
1	議会の役割と責務	
		議会は、市民の意見を代弁する合議制の機関であり、行政運営に関する監視・評価の充実を図り、公益の実現に努めます。
	2	議会は、市民の意見を積極的に反映させるために、立法・政策立案機能の向上に努めます。
	3	議会は、まちづくりにかかわる審議情報を市民に提供して、開かれた議会運営に努めます。
	4	議会は、自らの権限や責務に関する基本的な条例を定め、市民に対し、議会の役割とそのあり方を明確にするよう努めます。
2	議員の責務	
		議員は、市民の代表として、市民の意見を積極的に把握して、市政に反映させるよう努めます。
	2	議員は、市民の意見を尊重しながら、審議・政策立案の活動に努めます。
	3	議員は、議会における活動に関する情報を市民に提供して、市民に分かりやすく説明するよう努めます。
3	市長の責務	
		市長は、本市の代表として、公正かつ誠実に市政を執行します。
	2	市長は、本条例を遵守し、本市における自治を推進します。
	3	市長は、執行機関の統轄責任者としての責務を負い、効率的かつ効果的な行政運営を行い、市民の負託に応えます。
4	市職員の責務	
		市職員は、法令を遵守し、本条例の趣旨に則して公正に職務を遂行します。
	2	市職員は、市民のために働く者として、その能力の向上を図ります。
②	「第6章　住民投票」	
1	住民投票	
		本市の将来に重大な影響を及ぼす事案については、住民投票を行うことができます。市民、議会、市長は、その結果を尊重します。
	2	住民投票に関する条例の詳細は別途定めます。
③	「第7章　条例の実効性の確保」	
1	推進会議の設置	
		本条例の推進・評価・監視のために、市民による「自治基本条例」推進会議（以下、「推進会議」という。）を、市長の附属機関として設置します。
	2	推進会議は、本条例の推進・評価・監視に関する調査・審議等を行い、市長に意見を述べることができます。
	3	推進会議は、市長による諮問とは別に、自ら市長に意見を述べることができます。
	4	推進会議の詳細は別途定めます。
2	条例の改正手続き	
		市長及び市議会は、推進会議の意見を踏まえて、本条例の改正を発議することができます。
	2	本条例の改正に関する手続きは別途定めます。

（参考）用語の定義
住民：本市に住民登録している個人
市民：住民に加え本市内で活動する団体等及び通勤者・学生等